

吹奏楽団 晴吹 規約

1. 総則

- 1) 名称 本団体は「吹奏楽団 晴吹」と称する。
- 2) 所在地 本団体の所在地は、岡山市北区表町3-5-32 株式会社服部管楽器 TEL(086)238-8911 とする。
- 3) 目的 本団体は音楽を愛好する者により構成され、地域の音楽文化の発展向上に貢献することを目的とする。
- 4) 事業 本団体は、前項の目的を達成するために、次の事項を行う。
 - ・ 定期（不定期）演奏会の開催
 - ・ その他目的に必要な事業
- 5) 活動 本団体は以下の活動を行う。
 1. 練習
 - ・ 団員は、練習に参加し、自己の演奏技術の向上に努める。
 - ・ 主たる練習場所を、岡山市立富山小学校音楽室とする。
 2. 指導
 - ・ 団員は、富山ハートフルバンドの練習指導を実施する。
 3. 演奏会
 - ・ 本団体は普段の練習成果の発表の場として、定期（不定期）演奏会を開催する。
 - ・ 演奏の依頼などがある時は積極的に参加する。

2. 運営

- 1) 総会
 - ・ 本会は毎年一回以上、団長の召集により開催することとする。
 - ・ 裁決は出席者の過半数の同意を必要とする。
 - ・ 総会では以下のことを審議する。
 - ・ 幹部、パートリーダーおよびパートコンダクターの選出と承認
 - ・ 規約変更の承認
 - ・ その他必要な事項
- 2) 運営会議
 - ・ 本会議は団長の召集により開催される。
 - ・ 本団体の運営に関する会議を行う。
 - ・ 運営会議は、総会に次ぐ団の意思決定機関である。なお、決定事項は団員に報告しなければならない。

3. 団員

- 1) 資格
 - ・ 岡山市及び近隣市町村に在住する満16歳以上、楽器経験2年以上（原則として自己の楽器を所有している）の音楽愛好家であり、本団体の規約・目的・理念に賛同できる者であることとする。
 - ・ 18歳未満の入団希望者は入団に際し、保護者の承諾を要する。
 - ・ 本団体の練習・指導・演奏活動等に参加できる者であること。
- 2) 規則
 - ・ 団および団員、当団に関わる者の信用を失うような行動をしない。
 - ・ 団員は本団体の規約を守ること。
 - ・ 団員は可能な限り、本団体の活動に参加すること。
 - ・ 団員は団費を納入すること（5. 会計を参照）。
- 3) 入団
 - ・ 入団にあたっては、原則4回の練習参加を経て、本人の希望と幹部の承認をもって決定とする。
 - ・ 総務部が入団届を受理した日をもって、正式入団とする。
- 4) 休団・復団
 - ・ やむをえない理由により、1ヶ月以上に渡り活動できない団員は、本人・幹部・パートリーダー三者の協議により休団とすることができる。
 - ・ 総務部が休団希望を受理した翌月から、正式休団とする。
 - ・ 復団は必ず総務部に申し出ること。
- 5) 退団
 - ・ 本人が退団を希望した場合、あるいは団の名誉を傷つけたり団に損害を与えた場合、その団員を退団とする。
 - ・ 総務部が退団届を受理した日をもって、正式退団とする。

4. 組織

1) 幹部

1. 本団体には次の幹部をおく。幹部は総会での承認をもって任命される。団長の任期は一期二年（翌年度4月1日から満2年）、その他幹部の任期は一期一年（翌年度4月1日から満1年）とする。
但し、やむをえない場合はこの限りではない。また、再任も認める。

団長(1名) ・ 本団体を代表し、団務を統括する。
 ・ 総会の議長を、団員から選出する。
 ・ 総会および運営会議の召集を行う。

副団長(2名) ・ 団長の補佐を務める。
 ・ 団長が不在の場合にはその代理を務める。
 ・ 富山ハートフルバンドとの連携を図る。

総務部長(1名) ・ 本団体の運営に関わる事務、手続き、手配等を統括する。
 ・ 本団体のスケジュール管理を行う。

指揮者(数名) ・ 本団体の音楽面における責任者とする。

2) 総務部

1. 本団体の運営には総務部を設け、本団体の運営に関わる事務、手続き、手配等を行う。部員は総務部長からの委託をもって任命される。任期は一期一年（翌年度4月1日から満1年）とする。

但し、やむをえない場合はこの限りではない。また、再任も認める。

- ・ 団費および臨時徴収、支払等金銭の管理、前年度会計報告（毎年6月末）
- ・ 団員名簿の作成および入休退団、グループLINE（晴吹通信）の管理
- ・ 市民文化団体登録、会場使用手配および活動に必要な施設借用に伴う事務
- ・ 本団体所有衣装（晴吹Tシャツ等）および備品の管理
- ・ 音響機器の管理や設置指示、レクチャー、マニュアル管理
- ・ 借用した楽譜および本団体所有の楽譜管理
- ・ 小学校での練習後に施設最終施錠、鍵返却手続き（学校職員室）
- ・ 本団体のSNS（ホームページ、X、Facebook、Instagram、Youtube等）の管理・運営・更新
- ・ その他、本団体の運営に必要な事務

2. 総務部員は必要に応じて増減員することができる。

3) 会計監査

1. 本団体には会計監査を設け、年度終了後、本団体の会計帳簿等の照合を行う。

2. 監査員は1名を基準とし、総会での承認をもって任命される。但し、やむをえない場合はこの限りではない。

5. 会計

- ・ 本団体は、団費・寄付金・個人負担金およびその他収入を団の運営経費に充てることとする。
- ・ 団費は一般1,000円／月、高校生500円／月とし、原則として毎月第一練習日に納入することとする。
- ・ 団費は総務部が入団届を受理した月より納入することとする。
- ・ 休団する場合は、総務部が休団希望を受理した翌月から団費の納入を免除する。
- ・ 退団する場合は、総務部が退団届を受理した月分まで団費を納入する。返却はしない。
- ・ 本団体の活動に際し、必要に応じて臨時徴収を行うことができる。
- ・ 団費の額は必要に応じ年度毎に変更する場合がある。
- ・ 本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わることとする。